欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ書面申請）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ電子申請）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	6,500	12,900	6,300	12,600	3,400	6,500	3,100	6,300
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ・ｿﾓﾆ	620	1,220	593	1,193	320	620	293	593
チェコ	ｺﾙﾅ	1,390	2,740	1,330	2,680	720	1,390	660	1,330
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ・ｸﾛｰﾈ	425	830	405	815	220	425	200	405
ドイツ	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ・ﾏﾅﾄ	216	426	207	416	112	216	102	207
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ・ｸﾛｰﾈ	665	1,305	635	1,280	345	665	315	635
バチカン	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	22,700	44,600	21,700	43,700	11,700	22,700	10,700	21,700
フィンランド	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
フランス	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
ブルガリア	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ・ﾙｰﾌﾞﾙ	194	381	185	373	100	194	92	185
ベルギー	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	238	469	228	459	123	238	113	228
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝﾊﾞｰﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ・ﾏﾙｶ	109	215	105	211	56	109	52	105
ポルトガル	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
マルタ	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ・ﾚｲ	1,098	2,161	1,051	2,113	567	1,098	519	1,051
ラトビア	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
リトアニア	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
ルーマニア	ﾚｲ	280	555	270	540	145	280	135	270
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	56	110	54	108	29	56	27	54
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	5,410	10,640	5,170	10,410	2,790	5,410	2,560	5,170